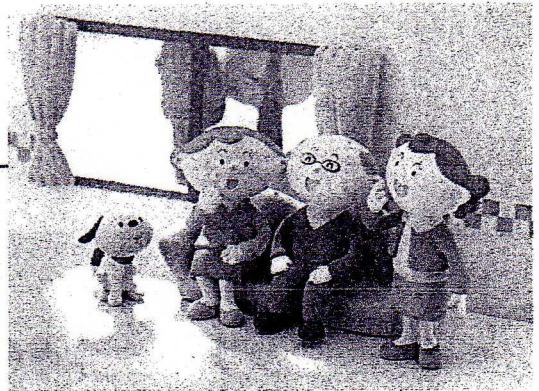


## 具体的には、いつから何をするの？

8月に、地域にお住まいの新規対象者（下の「調査票の送付対象者は？」参照）の方に、市役所から調査票を送付します。

調査票で「自然災害時に避難しなければならない場合、自力や家族での対応も困難で第三者の助けが必要」で、個人情報の提供に同意された方について、自治会等のご協力のもと、避難支援員を選定していただき、支援体制をつくります（「個別支援計画書」の作成）。

「個別支援計画書」の作成にあたっては、自治会等、地域の関係者の方が災害時要援護者の方のお宅へ訪問して、必要事項の聞き取りなどを行っていただきます。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



## 調査票の送付対象者は？

次のいずれかに該当する方です。

- ◆70歳以上の一人暮らしの方（民生児童委員の調査に基づく該当者）
- ◆要介護3以上の認定を受けている方
- ◆障害者手帳の交付を受けている方（身体1・2級、療育A、精神1級）
- ◆難病患者の方（郡山保健所へ要援護者台帳の登録をしている方）

※なお、上記以外で災害時の避難支援を希望される方は、市役所高齢施策課へお問い合わせください。

## 避難支援員は何をするの？

災害発生時に、災害時要援護者の方への情報の伝達や避難時の手助けをお願いすることとなります。災害時要援護者お一人に対して、近隣でお二人の避難支援員のご協力をお願いしています。

<イメージ>

### 災害時要援護者

事前に希望することで近隣住民による避難支援体制を作ります

災害時の避難支援が必要です



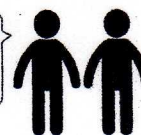
■平常時  
近所づきあい

■災害時  
・安否確認  
・避難情報の提供  
・避難の支援

近隣住民  
(避難支援員)

災害時は災害時要援護者を支援

二人一組でできる範囲で支援します



「避難支援員」は、まず自分や家族の安全を確保したうえで支援を行うもので、法的な義務や責任はありません。

※この事業は、地域住民のご協力によって成り立っています。災害時要援護者に登録されている方の状況に変化があった場合（死亡、転出、転居、施設入所、長期入院など）、または変化を知った場合は、市役所高齢施策課か自治会へご連絡ください。